

岩手県告示第787号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、平成20年11月11日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
金ケ崎町	平成18年4月27日から 平成20年3月19日まで	1 金ケ崎町 地籍図 2 金ケ崎町 地籍簿	胆沢郡金ケ崎町西根舞田、本宮後、南町、南町裏、古寺、本町の各一部、町裏